

「渋川市地球温暖化に係る熱中症対策方針2024」

令和6年6月1日 市民環境部環境森林課

地球温暖化に伴う気候変動により熱中症は増加傾向にあり、このまま地球温暖化が進行すれば、極端な高温リスクの増加も見込まれるおそれがあります。

この度、気候変動適応法が改正され、これまでの「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」に加え、新たに「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が創設されました。

このようなことを背景に、近年の夏の暑さから市民の健康被害の防止を図るためには、庁内の部局横断的な対応が必要であると判断し、このたび、「渋川市地球温暖化に係る熱中症対策方針2024」（以下、「対応方針」という。）を策定しました。

1 基本的な考え方

地球温暖化に伴う気候変動により、熱中症による救急搬送人員は国内において毎年数万人を超え、死者数は5年平均1,000人を超える高い水準で推移しています。

危険度の増す暑さから市民の健康被害の防止を図るため、庁内他部局との連携体制を構築し、情報伝達系統の確認、暑さ対策施設の指定、各所属におけるイベントや施設における対応方針を策定し、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」等が発せられた際の適切な対応につなげます。

この方針に基づき、渋川市では市民環境部環境森林課により各所属への対策方針の策定を依頼し、その方針を集約、全庁集約を行うとともに、市における対策本部機能を担います。

また各種団体や事業者等への協力依頼を行い全市的な対応体制の構築を図ります。

なお、こうした対応を継続していくことで、地球温暖化対策への市民の興味関心づくりを推進し、脱炭素やCO₂削減のための行動変容にもつなげていきます。

2 渋川市の対応について

（1）事前準備について

- ①住民及び関係のある公私の団体への伝達体制の構築
- ②適応法制度内容を市ホームページに周知
- ③市内民間事業者からの熱中症対策普及団体、「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」申請窓口の設置
- ④「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」の指定、所在地、開放可能日を市ホームページで公表
- ⑤「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」における開設準備
- ⑥「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」発表時における各所属の行動についての検討依頼

（2）運用期間について

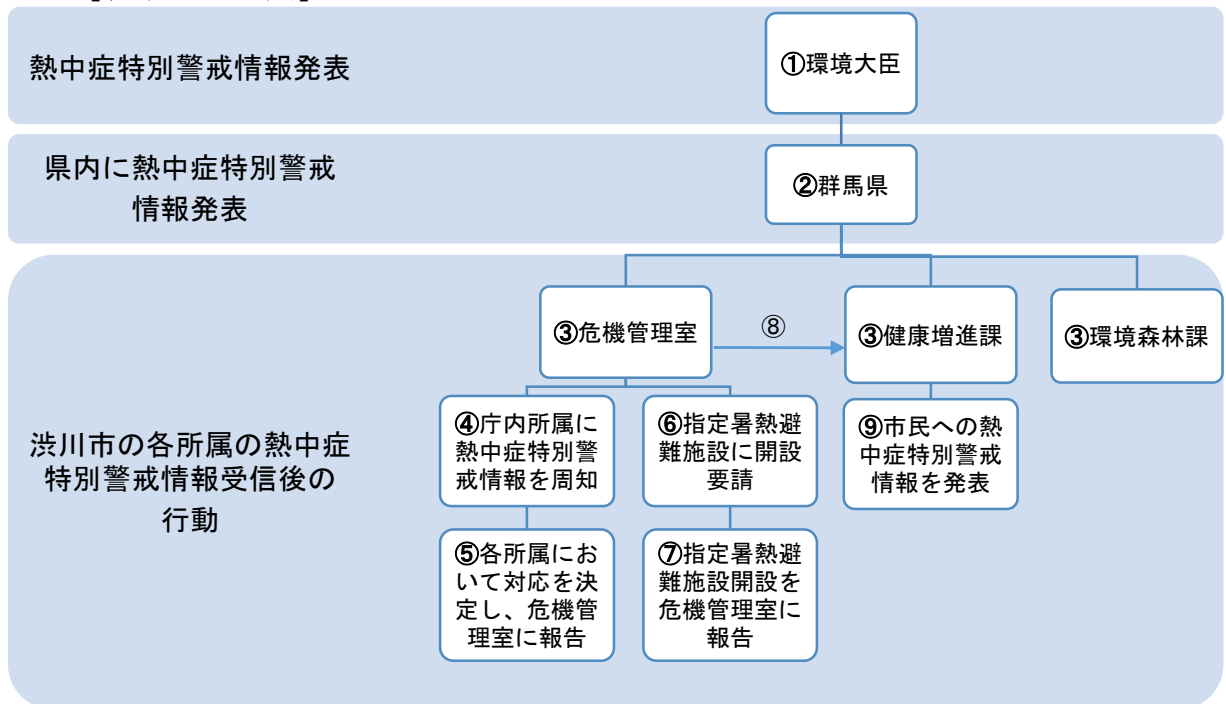
令和6年6月1日（土曜日）から10月31日（木曜日）までとします。

※気象状況により期間を前倒し、または延長することもあります。

※運用期間は前年の気温等を参考に毎年度、変更する可能性があります。

(3)「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」発表時における対応について

【行動フロー図】



- ①環境大臣により熱中症特別警戒情報が群馬県に伝達されます。
- ②群馬県は環境大臣より伝達された「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」を県内市町村に伝達します。
- ③渋川市では危機管理室、環境森林課及び健康増進課において「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」を受信します。
- ④危機管理室は市役所各所属に対し「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」を発表し、各所属における対応を促します。
- ⑤各所属は危機管理室からの情報により「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」受信時の対応を構築し、危機管理室にその旨報告します。その後は適宜情報共有を図ります。
- ⑥危機管理室は各公民館へ「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」の開設を要請します。

なお、市内の「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」は11公民館となります。

【指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）】

中央公民館（渋川東部公民館）、金島公民館、渋川公民館
 渋川西部公民館、古巻公民館、豊秋公民館、伊香保公民館
 小野上公民館、子持公民館、赤城公民館、北橋公民館

- ⑦各公民館は「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」の開設完了について危機管理室に報告します。その後は適宜情報共有を図ります。
- ⑧危機管理室は「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」が開設された旨を健康増進課に情報提供します。
- ⑨健康増進課は市ホームページや市LINE及び防災無線を活用し市民への「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」及び「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」が開設された旨を発表します。

(4)「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」発表時における対応について

①発表基準

渋川市では県内いずれかの暑さ指数情報提供地点において暑さ指数が3.1以上と予測された場合に渋川市独自の「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」を発表します。

②市民への公表

「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」と異なり、今回の適応法改正でも対応方法に変更がないことから、環境省、気象庁より「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」が発表された後に、健康増進課より市ホームページ、市LINE等を通じ市民向けに情報伝達を行います。なお、前橋市内における暑さ指数情報提供地点の暑さ指数が3.3を超えた際には防災無線や市広報車により注意喚起を行います。

③市民が利用できる暑さ対策施設として市独自に「しぶかわ涼みどころ」として小中学校、学校給食協同調理場、幼稚園、保育所、こども園、各有料施設を除く全ての市有施設を指定し、冷房器具のない市民等が暑さ対策として一時立ち寄ることができる環境を整備します。

なお、「しぶかわ涼みどころ」の利用可能日、時間は施設の通常開設日及び開設時間となります。各所属において「しぶかわ涼みどころ」として指定可能な施設情報の提供を依頼します。提供された施設情報は全庁での共有及び市ホームページへ掲載します。この「しぶかわ涼みどころ」については、管理人が常駐している施設であり、冷房設備が常備された施設とします。

④民間施設の利用について

市民が利用できる「しぶかわ涼みどころ」について、市内民間施設でも開設いただけるよう、各所属で所管している民間事業者情報を提供いただき、提供情報先に対し書面により協力依頼を行います。また、随時での申請に対応できるよう、市ホームページにも募集情報を掲載します。

⑤各所属の対応

「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」及び「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」発表時における施設管理、事業実施及びイベント（直営、補助を含む）等への対応についてあらかじめ各所属に対策方針の策定を依頼します。その際に、イベント毎の対応方針を定めます。また各所属において作成した対策方針については一括して情報管理を行うとともに全庁的に情報を共有します。

4 熱中症に関する情報について

(1)「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」とは

①発表単位

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、暑さへの対策を促すために環境省・気象庁が提供する情報で、全国府県単位で発表されません。

②発表基準

発表対象地域内の暑さ指数情報提供地点のいずれかで暑さ指数が3.3以上と予測された場合に発表されます。

群馬県内には「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」と同様、暑さ指数情報提供地点が13箇所ありますが、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」と異なり、13箇所の中でいずれかで暑さ指数が3

3以上と予測された場合に発表されます。

③発表タイミング

前日の午後5時頃及び当日の午前5時頃に最新の予測値を基に発表されます。

④情報提供期間

熱中症特別警戒情報と同様、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までとなり、令和6年度は4月24日(水曜日)から10月23日(水曜日)までとなります。

(2)「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」とは

①発表単位

熱中症の危険性に対する注意喚起のために、群馬県内に設置された暑さ指数情報提供地点13箇所全てにおいて暑さ指数が3.5以上になった際に環境大臣が発するものです。

【群馬県内の暑さ指数情報提供地点】

みなかみ町藤原字屋倉、みなかみ町湯原、草津町草津、沼田市井土上町、中之条町伊勢町、嬭恋村田代、前橋市昭和町前橋地方气象台、桐生市元宿町、高崎市上里見町、伊勢崎市宮子町、下仁田町西野牧、⑫館林市富士原町、神流町大字黒田字坂井道下

②暑さ指数(WBGT)について

暑さ指数(WBGT:Wet Bulb Globe Temperature)は気温、湿度、日射量等から推定する熱中症予防の指数です。

3.1以上は危険、2.8以上3.1未満は嚴重警戒、2.5以上2.8未満は警戒、2.5未満は注意となります。

③運用期間について

4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までとなり、令和6年度は4月24日(水曜日)から10月23日(水曜日)となります。

④「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」の発表のタイミング

環境大臣が前日の午前10時頃時点における翌日の予測値で判断し、前日の午後2時頃に発表することになります。

なお、当該情報の有効期間は、「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」の発表の午前0時から午後11時59分までとなります。

⑤クーリングシェルターについて

適応法第21条第1項に規定されており、熱中症による住民の健康に係る健康被害の発生を防止するため、市町村長があらかじめ指定する施設です。指定要件として、適当な冷房施設を有することや当該「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」の期間中に住民その他の者に開放できることがあります。

民間施設の指定も可能ですが、適応法第21条第3項の規定により、当該施設管理者との間に環境省令で定める事項を規定した協定を締結することとされています。

この「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」については適法法第21条第4項の規定により、名称、所在地、開放可能日及び開放による受入可能人数をあらかじめ公表することとされています。